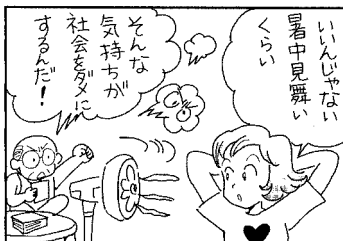
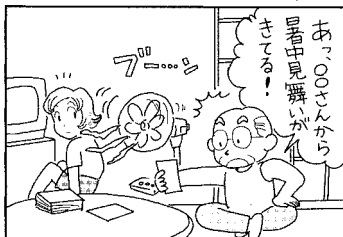


暑中見舞い



京田辺市明るい選挙推進協議会

子どもの虐待防止について 議員研修会を開催

今回は、「しまもとCAP」の皆さんを迎え、「子どもの虐待防止、人権を守るため」と題し、大人向けプログラムとして「暴力から自分を守る力を子どもに」をサブテーマに開催。講師の方の質問や、いろんな状況、場面について、自分ならどういう行動を起こせるのか等、実際にワークショップ方式で学びました。(5月8日)



広報編集特別委員会が管外視察

5月16日に神奈川県茅ヶ崎市議会、17日に同県鎌倉市議会を訪れ、広報編集特別委員会の管外視察研修を行いました。

今回は、市議会だよりの編集及び発行について、市議会ホームページの作成について、インターネットなどによる映像配信システムについて研修しました。研修内容については、今後の市議会だよりの編集に生かしていきたいと思います。

議員研修会と委員会管外視察研修

可決した意見書を紹介します

出資法（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律） 及び貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書

今日、個人の破産申立件数は、年間20万件を超え、極めて高い水準にある。その多くは消費者金融、クレジット及び商工ローン等の貸金業者から多額の債務を負った多重債務者や中小零細事業者である。また、過日、大手の貸金業者が違法な取立てを繰り返したとして、営業停止処分を受けた。返済能力を超えた借入れにより破産の危険にさらされ、違法取立てに苦しむ多重債務者は、家庭崩壊、ホームレス化、犯罪または自殺に至ることさえあり極めて深刻な社会問題となっている。こうした背景には、貸金業者の異常な高金利がある。

現在、貸金業者に認められている出資法上の上限金利は、年29.2パーセントであるが、この金利については公定歩合が0.10パーセントという現在の超低金利状況にかかわらず、債務者保護を立法趣旨とする利息制限法の制限金利を超え高金利である。一般市民が安心して利用できる消費者信用市場の構築と、多重債務問題の抜本的な解決のためには、出資法の上限金利を、少なくとも利息制限法の制限金利まで早急に引き下げることが必要である。

同様に、出資法附則に定める日賦貸金業者については、集金による返済という形態の必要性が失われていること、また、厳格に要件を守らない違反行為が横行していること等から、特例として認められている年54.75パーセントの金利は廃止する必要がある。併せて、同法附則に定める電話担保金融についても、電話加入権が財産的価値をなくしつつある今日、特例金利を認める社会的・経済的需要は極めて低く、この年54.75パーセントという特例金利は直ちに廃止すべきである。

また、貸金業の規制に関する法律の「みなし弁済」規定は、一定の要件の下に利息制限法の制限金利を超えた、出資法に基づく高金利の弁済の受領を認めるものであるが、貸金業者がこの要件を満たしていないにもかかわらず、高金利の貸付けと取立てを行う弊害を引き起こしている。こうした中、最近の最高裁判所の判決では、あらゆる貸金業者の貸付けに「みなし弁済」が成立せず、貸金業の規制に関する法律第43条の存在意義は認められていない。

よって京田辺市議会は、国が平成19年1月に出資法の上限金利を見直す時期を迎え、政府・国会において、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1.出資法における上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げる
- 2.出資法附則における、日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
- 3.貸金業の規制等に関する法律第43条のいわゆる「みなし弁済」規定を廃止すること。

地方交付税の総額確保と制度堅持に関する意見書

平成18年までの「三位一体の改革」は、3兆円の税源移譲が実現されたものの、地方交付税は、16年度から18年度までの3年間で、5兆円も削減されている。経済財政諮問会議は、2010年初頭までに基礎的財政収支の黒字化をめざすとし、「歳出・歳入一体改革」の中で、「基準財政需要額の見直し、人口と面積による配分」「6兆円の削減が可能」「不交付団体を半数程度にする」などの発言等に見られるように大幅な削減が掲げられている。

地方交付税は、地域社会の存立基盤を維持し、国が定めた一定水準の行政サービスを国民がどこで生活しても享受できるようにするため、資源の再配分を行う地方自治体の共有財産である。削減ありきの交付税見直しは、今後の地方財政の破綻を招き、財政運営に致命的な打撃を与えるものであり、市民サービス低下につながる恐れがある。

よって、政府におかれては、以下の点について実現されるよう強く求めるものである。

記

- 1.地方交付税制度は、財源保障機能と財政調整機能を併せ持つ制度として充実させること。
- 2.地方自治体の共有の財源である地方交付税を一方的に削減することを止めること。

道路交通法改正に伴う福祉目的車両の駐車に関する意見書

道路交通法の改正により、本年6月から駐車違反の摘発が、これまでの警察官や交通巡視員のみに限らず、駐車禁止取締業務を民間人に委託する「駐車監視員」制度を新たに創設され、この「駐車監視員」の配置などにより、路上駐車により車の円滑な通行を阻害していた駐車違反車両の摘発を強化されたところである。

この駐車違反の摘発を強化されたことにより、高齢者や障害者など介護を必要とする人達を病院や福祉施設に送迎するための福祉目的運行車両についても他の車両と同様に駐車違反の対象になる。

これらの車両の多くはボランティア団体やNPO法人(非営利特定法人)などによって運行されているのが実態である。要介護者を自宅などに送り迎えするため運転者が車両を離れた時から放置車両とみなされ駐車禁止違反対象車となり摘発されることになる。

従い、違反を避けるためには、要介護者送迎用の車両に運転免許を保持した他の者を同乗させなければならないことになるが、ボランティアなどにより運行されている実態を考えると駐車違反を避けるための2名乗車は至難なことであり、駐車禁止のおそれのあるところへは車両を運行できないことになる。従って、駐車禁止場所に面する高齢者や障害者への福祉サービス活動は行えず、均等な福祉サービスを阻害することになる。

よって、政府におかれては、福祉目的で運行される車両に「駐車禁止指定除外車」の適用も含め、特例措置を講じられるよう強く要望する。